

別紙

希望数の提出に当たっては、以下の点についてご確認いただき、ご了解ください。

- 1 【食品の提供に関する合意事項】について了承する。
- 2 申込みは1箱単位とする。
- 3 確実に食品として利用できる量を申込む。万が一、食品として利用できない場合の処分は適切に行う。
- 4 上記に定めのない事項で疑義等が生じた場合は、双方で協議のうえ決定する。

【食品の提供に関する合意事項】

1 提供食品の提供

- (1) 食品を提供する前に、農林水産省において本来の災害用備蓄食品としての目的などに使用し、提供できる数量に変更が生じた場合には、提供量の調整を行う。
- (2) 食品の提供を受けるフードバンク等は、農林水産省と協議のうえ、提供食品の引渡し日時を決定し、当該日時に、農林水産省駐車場での受取り又は着払いでの受取りを確実に行う。

2 提供食品の品質管理

食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の品質が保持されるよう、以下の点を遵守するなど適切に取り扱うとともに、譲渡先に対しても適切に取り扱うよう指導する。

- ・食品の保管、荷捌きに必要な施設及び機械を設置・保有すること。
- ・食品は床に直置きしないこととし、食品衛生に悪影響を及ぼす薬品、廃棄物等とは分けて保管すること。
- ・保管中に汚損又は破損等により食品衛生上の問題が生じた食品は、受取先に対して譲渡しないこと。
- ・食品を保管する施設の衛生管理を適切に行うこと（定期的な清掃、採光、照明、換気等）。
- ・施設・車両の清掃等、食品の入出庫管理・保存管理等の作業に従事する者や管理者向けの手順書及び作業記録表等を作成し、食品の適正な衛生管理を行うこと。

3 提供食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果の報告

食品の提供を受けたフードバンク等は、提供食品の取扱いに関する情報（譲渡先の名称、譲渡年月日、譲渡数量）を記録し、これを1年間保存する。また、令和8年11月30日までに当該情報を農林水産省に報告する。

4 責任の所在

- (1) 農林水産省は、提供食品が食品の提供を受けるフードバンク等に引き渡されるまでの間、当該食品に定められた保管方法に従い適切に管理されていたことを保証する。引渡し後については、食品の提供を受けたフードバンク等の責任において提供食品の品質管理を行う。
- (2) 提供食品の譲渡後の事故の責任は、一切、農林水産省に問わない。

5 賞味期限を過ぎた提供食品の取扱い

賞味期限を過ぎた提供食品を引き取る場合は、以下のアからウまでの事項を遵守する。

ア 食品の提供を受けたフードバンク等は、当該提供食品が賞味期限を過ぎたものであることを認識した上で、自らの責任において農林水産省から当該提供食品を引き取ること。

イ 食品の提供を受けたフードバンク等は、当該提供食品の譲渡先を、当該提供食品を最終的に消費する者に限ること。これに限らない場合は、事前に農林水産省へ相談すること。

ウ 食品の提供を受けたフードバンク等は、譲渡先に対して、譲渡先において当該食品を消費する際に、その形状、色、臭い及び味等について譲渡先自らが確認のうえで、食品として消費するか否かを当該譲渡先の責任において判断することを申し伝えること。

6 提供食品の譲渡先

食品の提供を受けたフードバンク等は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、行政その他生活支援を必要とする個人の支援を目的とする団体を通じて、又は直接個人に対して提供食品を譲渡する。

なお、食品の提供を受けたフードバンク等は、譲渡する前にやむを得ず提供食品を廃棄する場合は、適切に行う。

7 誠実協議

本合意事項に記載なき事項又は本合意事項の解釈に疑義が生じた事項については、食品の提供を受けたフードバンク等と農林水産省とで信義誠実のもとに協議のうえ、解決する。

8 反社会勢力の排除等

食品の提供を受けたフードバンク等は、自己が現在また将来にわたって反社会勢力に該当しないこと、また、不当な要求や脅迫、暴力的行為、農林水産省の信用を毀損する行為を行わないことを約する。